

岩手県告示第163号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく次の区域に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定を廃止する。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 垂井ヶ沢
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	気仙町	垂井ヶ沢	7番1	標柱1号
		愛宕下	65番1	標柱2号
		垂井ヶ沢	33番	標柱3号
			34番3	標柱4号
			30番1	標柱5号及び6号
			28番4	標柱7号